

## 9) グローバリゼーション部門(部門責任者)

長谷川 晃 (教授・法哲学)

センターの部門に関連した研究活動およびそのアウトプットについて。

2014年度における高等研センターに関連した研究教育活動は以下のとおりで、国際会議で報告を行うと共に、またセンター主催行事の企画にも参加した。

まず、国際会議関連では、2014年7月に The 24<sup>th</sup> World Congress of Comparative Law (Vienna): Special Session on the Dynamics of Language in Comparative Law に招かれ、コメントを行った。そこでは、各国の比較法学者と法と言語の動態比較の意義について議論を行い、特にカナダのH. パトリック・グレン、米国のデヴィッド・ガーバー、そして米国のティム・セラーズの各教授との意見交換がたいへん有益であった。またこの関連で、上記ガーバー教授が9月下旬に来札され、法学研究科で経済法に係るセミナーを行った際にも、案内・出席ができたことは幸運であった。

センター企画行事としては、7月に「<法のクレオール>と比較法文化」と題するシンポジウムを企画し、ゲストに角田猛之・関西大学教授、石田慎一郎・首都大学東京准教授、森正美・京都文教大学教授を招いて、比較法文化研究におけるクレオール・モデルの意義について有益な議論を行うことができた。また、11月には「ヨーロッパにおける比較法文化教育」と題するスタッフ・セミナーを企画し、スペイン・バスク大学のホシェラモン・ベンガチュア教授をゲストに迎えて英語教育に係る話や体験を聞くことができた。同じく、2015年3月には、文学研究科応用倫理センター及び社会科学実験センターとの共催企画で、「アメリカ・法と神経科学の現況」と題するスタッフ・セミナーを催し、米国ヴァンダービルト大学のオーウェン・ジョーンズ教授を招いて新しい法学の動向に関する議論を行うことができた。

これら以外に、センターと連携する研究会として、2014年度世話人をしていた法学研究科法理論研究会の幾つかの研究会をセンター共催とした。——10月「法と文化：善意取得ルールの国際比較」(アムステルダム大学ジュゼッペ・ダリ・マティアッチ教授)、12月「インド伝統法の諸相—ダルマの歴史の変遷」(東洋大学・沼田一郎教授)、2015年1月「Max Weberの Liberalismの意義」(今井弘道・北大名誉教授)、3月「現代日本における刑法犯の動向と新宿命観」(筑波大学・土井隆義教授)。

自身の研究活動およびそのアウトプットについて。

個人研究に係る論文・著書等の刊行に関しては、2014年度は以下のような2つの著作を公にした。

- ・「異法融合の秩序学」(東洋大学国際哲学研究センター編、国際哲学研究別冊4：<法>の移転と変容、7-15頁)
- ・「規範理論と実証研究との接合可能性について」(北大社会科学実験センター・ワーキング・ペーパー、No. 142)  
(at: <http://lynx.let.hokudai.ac.jp/cerss/workingpaper.html>)

「異法融合の秩序学」は一昨年度に刊行されていた「法のクレオールと法的観念の翻訳」や「文化的異質性の中の法形成」において論じられていた規範翻訳と法の相互作用というテーマに関する論考を要約したもので、東洋大学国際哲学研究センターでのシンポジウム講演を活字化したものである。また、「規範理論と実証研究との接合可能性について」は、この間、東大文学研究科・亀田達也教授（社会心理学）を代表とする正義論と経験的実証に係る研究プロジェクトの中間報告であるが、このプロジェクトは現在も継続中で今後さらに2年間進められることになっているので、いっそう充実した学際的研究を行い、成果につなげられればと考えている。

その一方、法と規範翻訳に係る研究は、この間も少しずつ進展している。2012年度から米国コーネル大学ロー・スクール・東アジア法・文化プログラムの於興中教授との共同研究という形をとることになった交流は、2013年6月の中国・清華大学での国際シンポジウムのメインテーマの一つとなったが、その後、関連して執筆・推敲を続けていた“Normative Translation in the Heterogeneity of Law”という論文は、国際学術雑誌 *Transnational Legal Theory* に採用され、本年2015年秋に公刊される運びとなった。また、もう一つの関連論文である“Legal Integrity with Normative Translations”と題する英文原稿については、補筆を継続しており、2016年の公刊を目指している。さらに、このプロジェクトとの関連では、本年2015年及び来年2016年に国際シンポジウムを開くことが検討されているので、これもさらに充実させたいと考えている。

その他の個別研究プロジェクトとしては、法的思考に係るものと先住民族法政策に係る物の2つに参加しているが、具体的な公刊物はまだまとめられていない。

#### その他(教育活動ほか)

2014年度の教育活動については、以下のとおりである。

- 前期： 学部・法哲学（講義）  
大学院・現代法哲学（講義）
- 後期： 全学教育・英語演習（中級）  
大学院・現代法思想（演習）